ニ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

ホ　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本工事を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

ヘ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある設計業者でないこと。

ト　一級建築士事務所登録のある者であること。

チ　日本国内において、平成21年度から公告日の前日までに工事完了した、鉄骨造、高さ30m以上、延床面積10,000㎡以上の事務所を含む複合用途の施設建築物における設計実績を有する者であること。

リ　当機構東日本地区における令和元・２年度の一般競争参加資格について建築設計の認定を受けている者であること。

⑯　基盤整備工事及び建設工事に次の基準を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。（工事共同企業体の場合は、建設工事の監理技術者については工事共同企業体のすべての構成員が配置できること。基盤整備工事の監理技術者については構成員のうちの１者でよい。）

なお、各工事の配置技術者は、次の各基準を満たせば、同一人とすることができる。

イ　基盤整備工事の監理技術者は、次の(ｲ)から(ﾆ)に掲げる条件をすべて満たすこと。

(ｲ)　一級建築士、１級建築施工管理技士又は１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること

(ﾛ)　平成21年度から公告日の前日までの期間に、【同種工事２】について、元請として従事した経験を有する者であること。

(ﾊ)　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ﾆ)　工事請負予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは４(2)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

ロ　建設工事の監理技術者は、次の(ｲ)から(ﾆ)に掲げる条件をすべて満たすこと。

(ｲ)　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(ﾛ)　平成21年度から公告日の前日までの期間に、単独申込及び工事共同企業体申込の代表者にあっては⑭イ(ｲ)の【同種工事１】について、(ｲ)の有資格者かつ元請として従事した経験を有する者であること。（工事共同企業体申込の代表者以外にあっては、⑭ロ(ｲ)の【同種工事３】に掲げる工事について、①の有資格者かつ元請として従事した経験を有する者であること。）ただし、次の①及び②に掲げる基準を全て満たさない場合は、従事した経験とはみなさない。

①　同種工事の契約時点で(ｲ)の資格を有していること。

②　同種工事の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

(ﾊ)　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ﾆ)　工事請負予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは４(2)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑰　次の条件をすべて満たす管理技術者及び主任担当技術者（建築（構造））を実施設計に配置できること。

イ　管理技術者

(ｲ)　一級建築士の資格を有する者であること。

(ﾛ)　日本国内において、平成21年度から公告日の前日までに工事完了した鉄骨造、高さ30m以上、延床面積10,000㎡以上の事務所を含む複合用途の施設建築物における設計に従事した経験を有すること。

(ﾊ)　工事請負予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは４(2)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

ロ　主任担当技術者（建築（構造））

(ｲ)　構造設計一級建築士の資格を有する者。

(ﾛ)　日本国内において、平成21年度から公告日の前日までに工事完了した高さ60mを超える建築物で、建築基準法第20条第一号により国土交通大臣の認定を受けた設計に従事した経験を有すること。

(ﾊ)　工事請負予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは４(2)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑱　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

イ　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

ロ　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

⑲　平成29年４月１日から４(2)に定める申請書等の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者については、次の条件を満たしていること。

イ　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

ロ　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、４(2)に定める申請書等の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑳　低入札価格調査対象となった場合には、⑯に掲げる基準を満たす専任の技術者をすべての工事に１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。（工事共同企業体申込の場合は、工事共同企業体として上記に掲げる技術者の追加配置を求めるものとする。）

㉑　工事共同企業体の構成基準　工事共同企業体の構成は、⑴から⑳をすべて満たす者で構成され、かつ、次のイ及びロにより構成しなければならない。また、工事共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

イ　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であること。

ロ　代表者は、各構成員のうち、出資比率が最大であること。

㉒　工事共同企業体の認定申請等

イ　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する工事共同企業体は、４(2)に定める申請書等の提出に先立ち、「特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き」による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状」及び「工事履歴書」を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。なお、４(2)の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

ロ　認定申請の提出期限及び場所

(ｲ)　提出期間　令和元年12月16日（月）から令和２年１月31日（金）までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

(ﾛ)　提出場所　５⑫ロに同じ

(ﾊ)　提出方法　持参によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。

ハ　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日